

1. 3 食品薬事部

令和6年度は、行政依頼検査（食品、薬事、飲用水及び不良食品等）、精度管理（内部及び外部精度管理）等を

行った。調査研究は「茶の残留農薬一斉分析法の検討と県内流通茶における残留農薬の実態調査」を行った。これらの業務における検査実施状況を、表1に示す。

表1 検査実施状況

分類	内 訳		検 体 数	延 項 目
行政依頼	食品関係	畜水産食品の残留動物用医薬品	127	4164
		農産物の残留農薬	100	17077
		魚介類の水銀	40	40
		食品添加物	30	90
		食品中の過酸化水素	10	10
	小 計		307	21381
	薬事関係	医薬品	5	38
		無承認無許可医薬品	9	153
		医療機器	2	6
		家庭用品	19	25
小 計		35	222	
飲用水関係	水質管理目標設定項目	8	816	
	小 計	8	816	
不良食品等関係	ヒスタミン、揮発性塩基窒素、異物、水銀	23	37	
	小 計	23	37	
合 計		373	22456	
調査研究	茶の残留農薬一斉分析法の検討と県内流通茶における残留農薬の実態調査		21	210
	鯉節製造におけるヒスタミンのリスク管理について		59	81
	LC/MS/MSによる植物性自然毒一斉分析法の検討		56	280
	食品中における過酸化水素の分析法の検討		6	6
	合 計		142	577
精度管理	内部精度管理		411	35550
	外部精度管理		16	26
	水道水質検査精度管理のための統一試料調査		1	3
	登録試験検査機関における外部精度管理		8	8
	合 計		436	35587
総 計		951	58620	

1. 3. 1 行政依頼検査

(1) 食品関係

1) 畜水産食品の残留動物用医薬品

国内産の鶏卵20検体、牛乳3検体、蜂蜜9検体、魚介類55検体（エビ12検体、ウナギ9検体、ブリ9検体、カンパチ9検体、マダイ8検体、ヒラメ8検体）、輸入蜂蜜6検体、輸入食肉18検体（牛肉6検体、豚肉6検体及び鶏肉6検体）、輸入魚介類16検体（エビ10検体、カレイ6検体）について、動物用医薬品の検査を行った。その結果11検体から残留動物用医薬品が検出されたが、いずれも基準値以下であった（表2）。

2) 農産物の残留農薬

国内産の野菜71体（じゃがいも13検体、かぼちゃ9検体、ピーマン4検体、はくさい6検体、未成熟いんげん6検体、さつまいも12検体、ブロッコリー8検体、未成熟えんどう6検体及びオクラ7検体）、茶10検体、果実13検体（パッションフルーツ5検体及びたんかん8検体）、輸入野菜（冷凍食品含む）3検体（かぼちゃ3検

体）及び輸入果実3検体（オレンジ3検体）について、当センターで分析可能な農薬の検査を行った。その結果、15検体（国内産農産物13検体及び輸入農産物2検体）

表2 残留動物用医薬品が検出された検体

(単位：ppm)

No.	検体名	国産・輸入の別	検出物質	検出値	基準値
1	ブリ	国産	オキシテトラサイクリン	0.01	0.2
2	ブリ	国産	オキシテトラサイクリン	0.01	0.2
3	カンパチ	国産	オキシテトラサイクリン	0.01	0.2
4	カンパチ	国産	オキシテトラサイクリン	0.01	0.2
5	カンパチ	国産	オキシテトラサイクリン	0.02	0.2
6	カンパチ	国産	ヒドロコルチゾン	0.08	*
7	ヒラメ	国産	オキシテトラサイクリン	0.03	0.2
8	ヒラメ	国産	オキシテトラサイクリン	0.05	0.2
9	ヒラメ	国産	オキシテトラサイクリン	0.07	0.2
10	ヒラメ	国産	オキシテトラサイクリン	0.04	0.2
11	ヒラメ	国産	オキシテトラサイクリン	0.05	0.2

* 通常含まれる量を超えてはならない

から残留農薬が検出されたが、いずれも基準値以下であった（表3）。

3) 魚介類の水銀

鹿児島湾内の魚介類4魚種40検体（ハマチ10検体、ヘダイ10検体、サバ10検体、ネイゴ（カンパチ）10検体）について、水銀の検査を行った。その結果、40検体全て水銀の暫定的規制値（総水銀：0.4ppm、かつ、メチル水銀：0.3ppm）以下であった。

4) 食品添加物

国内産の魚介類加工品9検体（魚肉ねり製品等）、野菜類・果物及びその加工品9検体（漬物等）、菓子類3検体、清涼飲料水6検体、缶詰・瓶詰食品（ジャム等）2検体及びみそ1検体の計30検体について、保存料（ソルビン酸、安息香酸）及び甘味料（サッカリンナトリウム）の検査を行った。その結果、3検体から食品添加物が検出され、うち1検体は基準値を超過した（表4）。

5) 食品中の過酸化水素

県内産のしらす干し10検体について、過酸化水素検査を行った。その結果、平均0.9μg/g（0.4～3.2μg/g）であった。

表3 残留農薬が検出された検体

（単位：ppm）

No.	検体名	国産・輸入の別	検出物質	検出値	基準値
1	かぼちゃ	国産	プロシミドン	0.04	4
2	オクラ	国産	ペルメトリン	0.24	3
3	ピーマン	国産	プロシミドン	0.19	10
4	ピーマン	国産	プロシミドン	0.13	10
5	ピーマン	国産	ミクロブタニルトリフルミゾール代謝物	0.04 0.02	3 3
6	白菜	国産	トルフェンピラド	0.03	1
7	白菜	国産	ボスカリド	0.05	40
8	未成熟えんどう	国産	ボスカリド	0.32	5
9	未成熟えんどう	国産	ボスカリド	0.45	5
10	未成熟えんどう	国産	トルフェンピラド	0.03	2
11	たんかん	国産	クレソキシムメチル	0.02	10
12	たんかん	国産	クレソキシムメチル	0.07	10
13	たんかん	国産	クレソキシムメチル	0.12	10
14	オレンジ	輸入	フルジオキソニル ビフェントリン	0.51 0.01	10 2
15	オレンジ	輸入	フルジオキソニル ピリメタニル	0.54 0.99	10 10

表4 食品添加物が検出された検体

（単位：g/kg）

No.	検体名	検出物質	検出値	基準値
1	えらぶカマボコ	ソルビン酸	0.02	2.0
2	パパイヤ漬	サッカリンナトリウム	0.01	1.2
3	ふちもち	ソルビン酸	0.09	*

* 使用不可

(2) 薬事関係

1) 医薬品

県内で製造された胃腸薬3検体、外用消炎鎮痛剤2検体について、製造承認書及び第18改正日本薬局方に基づく規格検査を行った。その結果、全て規格に適合していた。

2) 無承認無許可医薬品

県内で販売されている、いわゆる健康食品9検体について、医薬品成分であるフェンフルラミン（誘導体のN-ニトロソフェンフルラミンを含む）、シブトラミン（活性代謝物の脱N-ジメチルシブトラミンを含む）、オリストット、シルデナフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、タダラフィル、アミノタダラフィル、クロロプレタダラフィル、グリベンクラミド、マジンドール、フェノールフタレイン、ヨヒンビン、デスメチルフォンデナフィル、チオキナピペリフィルの検査を行った。その結果、いずれの検体からも検出されなかった。

3) 医療機器

県内で製造された縫合糸2検体について、製造承認書に基づく3項目の規格検査を行った。その結果、全て規格に適合していた。

4) 家庭用品

県内で販売されている繊維製品及び家庭用洗剤計19検体について、ホルムアルデヒド（14検体）、有機水銀化合物（6検体）、水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム（5検体）の検査を行った。その結果、全て基準値以下であった。

(3) 飲用水関係

1) 水質管理目標設定項目

県内8か所の水道水源の水質について、水質管理目標設定項目（27項目）のうち、二酸化塩素及び亜塩素酸を除く25項目の検査を実施した。その結果、ウラン及びその化合物で1検体、カルシウム・マグネシウム等で4検体、マンガン及びその化合物で4検体、有機物等で2検体、蒸発残留物で5検体、濁度で3検体、腐食性（ランゲリア指数）で5検体及びアルミニウム及びその化合物で2検体がそれぞれ目標値を満たさなかった（表5）。

(4) 不良食品等関係

1) ヒスタミン及び揮発性塩基窒素

県内保健所からの依頼により、冷凍カツオ及び鯉節について、ヒスタミン及び揮発性塩基窒素の検査を実施した。

2) 異物

県内保健所からの依頼により硬質異物等の同定検

表5 水質管理目標設定項目の目標値を満たさなかった検体

検査項目 (単位) No.	ウラン 及び その化合物 (mg/L)	カルシウム・ マグネシウム等 (硬度) (mg/L)	マンガン 及び その化合物 (mg/L)	有機物等 (過マンガン酸 カリウム消費量) (mg/L)	蒸発 残留物 (mg/L)	濁度 (度)	腐食性 (ランゲリア指数)	アルミニウム 及び その化合物 (mg/L)
1	0.0025	392.0	0.011	4.0	14	1.5	-2.1	0.65
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
目標値	0.002以下*1	10~100	0.01以下	3以下	30~200	1以下	*2	0.1以下

*1 暫定値

*2 -1程度以上とし、極力0に近づける。

査を実施した。

3) 水銀

県内保健所からの依頼によりミネラルウォーター中の水銀の検査を実施した。

1. 3. 2 精度管理

(1) 内部精度管理

各試験検査について、陰性対照試験、陽性対照を用いた回収率試験及び検出率のばらつき確認試験等により、内部精度管理を行った(表6)。

表6 内部精度管理内訳

No.	検査名	検体数	延項目数
1	残留農薬	118	28443
2	残留動物用医薬品	63	3780
3	食品添加物	5	15
4	魚介類の水銀	5	5
5	食品中の過酸化水素	6	6
6	無承認無許可医薬品	6	102
7	家庭用品	6	6
8	水質管理目標設定項目	161	3109

(2) 外部精度管理

1) 食品衛生検査施設における外部精度管理

食品衛生法施行規則第37条第4号に基づき、(一財)食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査に参加した。調査内容は、残留農薬がほうれんそうペースト中のアトラジン、クロルピリホス、チオベンカルブ、フェニトロチオン、フェントエート及びフルトラニルの農薬6種中3種の定性及び定量、残留動物用医薬品が豚肉ペースト中のスルファジミジンの定量、食品添加物が果実ペースト中のソルビン酸の定量であった。

2) 水道水質検査精度管理のための統一試料調査

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室が実施する水道水質検査精度管理のための統一

試料調査に参加した。調査内容は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の分析測定であった。

3) 登録試験検査機関における外部精度管理

「医薬品の試験検査機関における試験検査の実施の基準」に基づき、厚生労働省が実施する登録試験検査機関間比較による技能試験に参加した。試験項目はベラパミル塩酸塩錠の定量及び確認試験であった。

1. 3. 3 研修指導及び来訪見学者

(1) 食品衛生監視機動班技術研修

保健所の食品衛生監視機動班4班及び生活衛生課食品衛生専門監視指導班を対象に、食品中の発色剤(亜硝酸根)の検査について技術研修を行った。

(2) キャリア実習研修

大学生1名、高校生2名を対象に、施設及び検査内容の説明等を行った。

(3) 技術研修生の受入

大分県衛生環境研究センターの研究員1名を対象に食品等の理化学試験に係る技術研修を行った。

1. 3. 4 健康危機管理

(1) 九州ブロック理化学部門精度管理事業

検査精度向上を図るため、地方衛生研究所九州ブロック精度管理事業に参加した。実施内容は健康危機管理を目的としたもので、健康被害発生時のシナリオから健康被害原因物質を推定し、定性・定量をするという内容であった。シナリオから、チョウセンアサガオの誤食による食中毒と推定された。検査の結果、チョウセンアサガオに含まれるアトロピン及びスコポラミンが検出され、その定量結果も良好であった。